

院外処方箋疑義照会簡素化プロトコール

社会医療法人 高清会 高井病院

処方変更に関わる原則

- ・先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・処方内に医師のコメントがある場合はコメントを優先する（「剤型変更不可」「規格変更不可」等）
- ・処方変更は、各医薬品の適応症及び用法用量を遵守した変更とする。その際、安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合にのみ変更できる。
- ・服用方法、安定性、価格等について、患者に十分な説明を行い、同意を得た上で変更すること。

1. 各種問い合わせ窓口

① 処方内容（診療、調剤に関する疑義・質疑、副作用など）

受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時 30 分

TEL：0743-65-0372（代） 薬剤部（各診療科・処方医）

② 保険関係（保険者番号、公費負担など）

受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時 30 分

TEL：0743-65-0372（代） 医事課

③ 疑義照会簡素化プロトコールに関すること

受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時 30 分

TEL：0743-65-0372（代） 薬剤部 医薬品情報管理室

（または E-mail：yakuzaibu@takai-hp.com）

④ 上記時間外

TEL：0743-65-0372（代） 薬剤部（原則、時間内に①～③へお問い合わせください）

2. 処方変更・調剤後の連絡 【連絡先：高井病院 薬剤部 FAX：0743-65-1976】

処方変更し調剤した場合は、変更内容を記入した処方箋を FAX で送信。残薬調整の場合は処方箋の送信に加え、必要に応じてトレーシングレポートでの情報提供が必要（別紙参照）。

後発品医薬品の変更、一般名処方より調剤した薬剤名については、お薬手帳に記載し、FAX 等による報告は不要。

- ⑤ 処方薬剤を「患者希望」あるいは「アドヒアランス不良が改善される見込み」の理由により、一包化調剤を行うこと（抗悪性腫瘍剤、及び「一包化不可」とある場合は除く）
- ・安定性データに留意すること
 - ・必ず患者に説明（服用方法、患者負担額）し、同意を得て変更すること
- ⑥ 漢方薬、EPA 製剤、EPA・DHA 製剤、メトクロプラミド、ドンペリドン製剤において、添付文書に記載されている用法と異なる処方指示であった場合、患者のアドヒアランス上の理由により処方していることを薬歴簿上に明記した上で、医師了承済として対処すること
- ⑦ 残薬調整のための投与日数の短縮
- ・継続処方されている処方薬に残薬があり、投与日数を調整（短縮）して調剤すること
 - ・日数の延長は不可 疑義照会が必要
 - ・外用薬の本数の変更を含む
 - ・麻薬に関するものは除く

例：プラビックス錠 75mg 30 日分 ⇒ 27 日分（3 日分残薬があるため）
フルメタローション 10g 3 本 ⇒ 2 本（1 本残薬があるため）

※ 著しい服薬アドヒアランス低下が認められる場合は、トレーシングレポートを用いて、残薬が生じた理由と残薬を回避するために行った対応についての情報提供をお願いします。

5. その他

※ トレーシングレポート等の情報は、高井病院薬剤部のホームページ（<http://www.takai-hp.com/bumon/yakuzai.html>）をご覧ください。

※ 処方変更された場合は、「お薬手帳」や「お薬説明書」での情報提供を徹底してください。

※ 調剤過誤、副作用発生等の連絡、新規合意に関する問い合わせは下記までお願いします。

連絡先 高井病院 薬剤部 医薬品情報管理室
TEL：0743-65-0372（内線：8931）
E-mail：yakuzaiibu@takai-hp.com

令和2年4月1日